

第5章 医療費に関する支援

お子さんの障害の状態等に応じて受けられる医療費の助成制度を紹介します。助成によって自己負担の軽減を図っています。

●自立支援医療の給付

障害児が給付を受けられるものには、育成医療と精神通院医療の2つがあります。公費負担の対象となるには、受給者証を提示のうえ、指定された医療機関で治療を受ける必要があります。※提示されない場合は通常の診療扱いになります。

原則として医療費の1割が自己負担となりますが、世帯の所得水準に応じて一月あたりの負担上限月額が設定されます。治療を受ける前に、各市町の自立支援担当課に申請してください。

【相談窓口】各市町障害福祉担当課(P.93～112 参照)

①育成医療

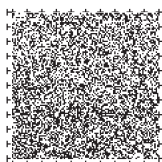
身体に障害を持っている児童、または今かかっている病気をそのままにしておくと身体に障害を残す可能性がある児童で、手術等によって障害の改善が見込まれる場合が対象です。

◇主な給付対象

- ① 視覚障害によるもの
- ② 聴覚、平衡機能の障害によるもの
- ③ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害によるもの
(口唇口蓋列術後の歯科矯正含む)
- ④ 肢体不自由によるもの
- ⑤ 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は肝臓の機能の障害によるもの
- ⑥ 先天性の内臓の機能の障害によるもの(⑤を除く)
- ⑦ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害によるもの

②精神通院医療

精神障害のある児童で、精神疾患や障害のために日常生活に支障があると認められ、通院による精神医療を継続的に要する程度の方が対象です。



◇主な給付対象

統合失調症、そううつ病、うつ病、発達障害、てんかん等

●重度心身障害者医療費助成制度

以下のいずれかに該当される方に、病院等で要した医療費のうち、保険診療に係る自己負担分の一部を助成する制度です。ただし、所得制限があり、事前に登録が必要ですので、お住まいの市町に申請してください。

◇対象

- ①身体障害者手帳1級または2級の方
- ②療育手帳Aの方
- ③精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ④身体障害者手帳3級でかつ知能指数50以下の方

【相談窓口】各市町障害福祉担当課(P.93～112 参照)

●小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児期に小児がん等の特定の疾病に罹患し、長期間の療養を必要とする児童等の健全育成の観点から、医療費の自己負担金の一部を補助する制度です。各保健福祉事務所に申請してください。

佐賀県 小児慢性特定疾病医療費助成

検索

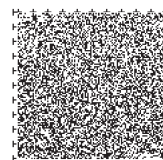
◇申請方法 佐賀県 HP「小児慢性特定疾病医療費助成制度」をご確認ください。

◇対象疾病 801 疾病

対象疾病は小児慢性特定疾病情報センターの HP をご確認ください。

◇対象者 小児慢性特定疾病にかかっており、厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度にある18歳未満の児童等
(18歳に到達した時点において本事業の対象となっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合には、20歳到達までの方を含みます。)

【相談窓口】各保健福祉事務所 母子保健福祉担当(P.91 参照)



●指定難病医療費助成制度

医療費助成の対象難病(指定難病)の患者に対して、医療費の一部を助成します。認定された指定難病に対する医療費の自己負担が2割となり、世帯の所得に応じた自己負担上限月額が設定されます。各保健福祉事務所で申請を行ってください。

◇対象

指定難病に罹患している方で、病状が国で定める基準を満たしている方。対象の指定難病については佐賀県ホームページに掲載しています。

【相談窓口】各保健福祉事務所(P.91 参照)

受付時間：午前9時～午後4時45分(土日祝日・年末年始を除く)

佐賀県 指定難病医療費助成

検索

●こどもの医療費助成制度

こどもの医療費を助成することにより、疾病の早期発見、早期治療を促進し、疾病の重篤化を防ぎ、こどもを持つ世帯の経済的負担の軽減を図る制度です。医療機関の窓口で資格証と健康保険証を提示してください。

◇申請方法

事前にお住まいの市町に「こどもの医療費受給資格証」の交付申請を行ってください。

※県外の指定外医療機関での受診の際は、市町に払い戻し申請が必要です。

(県外の指定医療機関：福岡市立こども病院、佐世保市総合医療センター、佐世保共済病院、九州大学病院、久留米大学病院、聖マリア病院 ※下線の4病院は小学校就学後のこどもについては市町に払い戻し申請が必要)

◇助成内容

①小学校就学前までのこども

ひと月一医療機関当たり

【通院】上限500円／回×2回まで

(窓口での請求額が500円未満の場合は、その額で1回)

【入院】上限1,000円の保護者負担額をお支払いください。

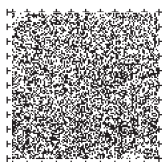
【調剤】調剤薬局は無料です。

②小学校就学後のこども

対象年齢や保護者負担額は市町により異なります。

詳しくはお住まいの市役所・町役場の担当課までお問い合わせください。

【相談窓口】各市町こどもの医療費助成事業担当課(P.93～112 参照)



●ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭の父、母及び児童等が、健康保険により病院等の医療機関で診療を受けた場合、医療費の自己負担金の一部を、県と市町が助成します。事前に認定申請が必要です。お住まいの市町に申請してください。

◇対象

ひとり親家庭の父、母と養育する児童、父母のない児童で所得が一定の基準（児童扶養手当の所得限度額と同じ）を超えない世帯等

- ・児童・・・18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者
- ・母子家庭の母、父子家庭の父・・・20歳未満の児童を養育している者

対象となる方は市町によって異なる場合があります。

【相談窓口】各市町ひとり親家庭担当課(P.93～112 参照)

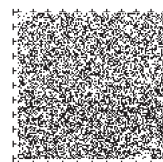
●佐賀県軽度・中度難聴児補聴器購入費助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度難聴児または人工内耳を装用されている児童に対し、言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器の購入・修理費用や人工内耳体外機交換費用等の一部を助成します。購入前にあらかじめお住まいの市町担当課へ申請してください。

※購入・交換後に申請手続きをしても助成金は受け取れませんのでご注意ください。

◇対象（次の要件を全て満たす方）**【補聴器購入・修理の場合】**

- ① 保護者が佐賀県内に住所を有している18歳以下の方
- ② 両耳または片耳の聴力レベルが30デシベル以上で、聴覚障害を事由とする身体障害者手帳の交付対象とならない方（ただし、医師が必要と認める場合はその限りでない）
- ③ 補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると指定医師に判断された方



(参考) 難聴の程度

dB	程度	聞こえ方	例えば…	助成対象
0dB～	正常	—	・時計の秒針 ・ささやき声	助成対象外
30dB～	軽度	・小さな声、会話が聞き取りにくい ・聞き間違えることがある	・図書室内の声	助成対象 (本制度)
50dB～	中等度	・1対1の会話がやっと聞き取れる	・指や紙をこする音	
70dB～	高度	・耳元で大声で言えば少しは分かる	・大声、怒鳴り声 ・踏切の音	助成対象 (別制度)
90dB～	重度	・かなり大きな音ならどうにか感じる	・トラックの音 ・飛行機の音	

※この表は大まかな目安を記載しています。個別のケースによって対象は異なります。

【人工内耳体外機交換の場合】

- ① 保護者が佐賀県内に住所を有している18歳以下の方

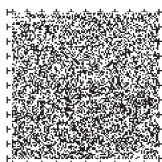
【相談窓口】各市町障害福祉担当課(P.93～112 参照)

●障害児施設医療費

障害児が指定障害児入所施設等から必要な治療を受けた際に、要した医療費の公費負担を受けられます。所得に応じて負担上限月額が設定されています。詳しくは中央児童相談所(県総合福祉センター内)にお問い合わせください。

【相談窓口】中央児童相談所 TEL 0952-26-1212

北部児童相談所 TEL 0955-73-1141



●障がい者歯科保健地域協力医制度

障害のある方が「お口の健康」を守ることができるようサポートする制度です。障害児へのむし歯予防や治療等をはじめ、歯科診療に関する相談に応じます。ご利用の際は、佐賀県歯科医師会、又は、協力歯科医院へお電話でご連絡の上、受診してください。協力歯科医については、佐賀県ホームページまたは佐賀県歯科医師会ホームページにて確認できます。

なお、各歯科医院の状況の変化もあり、対応が難しいこともあり得ることをご了承ください。対応が困難な場合は専門の病院へ紹介させていただく事もあります。

【相談窓口】

- ・佐賀県歯科医師会 在宅歯科医療推進連携室

代表 TEL：0952-25-2291 携帯：080-3223-2922

佐賀県歯科医師会

検索



●産科医療補償制度

お産に関連して重度脳性まひとなり、所定の要件を満たした場合に、お子様とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供するなどにより、産科医療の質の向上などを図ることを目的とした制度です。

補償金は一時金と分割金をあわせ総額3,000万円が支払われます。

◇補償申請期間及び補償対象

補償申請できる期間はお子様の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日までです。満5歳の誕生日を過ぎると、補償申請を行うことができません。

※詳細は下記お問い合わせ先にご照会いただくか、もしくは産科医療補償制度ホームページをご参照ください。

産科医療補償制度

検索



公共財団法人日本医療機能評価機構

産科医療補償制度専用コールセンター 電話 0120-330-637（土日祝・年末年始を除く）

